

## 長期優良住宅の認定を受けられたみなさまへ

### 認定後に行っていただくこと

- 計画どおりの建築と維持保全をしましょう  
認定を受けられた方は、認定を受けた計画に基づき建築をし、計画に基づいて維持保全を行ってください。
- 建築や維持保全の記録を保存しましょう  
認定を受けられた方は、認定長期優良住宅の建築や維持保全の状況に関する記録を作成・保存してください。（裏面参照）

### ご注意いただきたいこと

- 苫小牧市から報告を求められたとき  
認定長期優良住宅の建築・維持保全の状況について、苫小牧市が報告を求めることがあります。その時は、建築や維持保全の状況に関する記録等の活用により報告を行ってください。  
※ 苫小牧市から報告を求められたときに、報告をしない、又は虚偽の報告をした方は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 認定の取消し  
認定計画に基づいた建築・維持保全を行わず、苫小牧市に改善を求められ従わない場合は、認定を取り消すことがあります。  
認定を受けた分譲事業者の方が譲受人を決定しない、または決定しても変更の認定申請をしていない場合は、認定を取り消すことがあります。

### こんなときは手続きが必要です

- 工事が完了したとき  
工事完了報告を苫小牧市へ報告してください。
- 認定を受けた計画を変更しようとするとき  
認定を受けられた方は、認定を受けた計画を変更するときは、あらかじめ苫小牧市の認定を受ける必要があります。  
※ 建築だけでなく維持保全計画を変更しようとする場合も同様です。
- 認定長期優良住宅を相続や売買するとき  
相続・売買等により認定計画実施者の地位を引き継ぐ場合は、苫小牧市の承認が必要となります。
- 分譲事業者の方が、譲受人を決定したとき  
分譲事業者の方が法に基づき認定を受けたときは、計画に係る住宅の譲受人を決定した日から3ヶ月以内に、譲受人と共同して苫小牧市に変更の認定を申請してください。

### 長期優良住宅に対する税の特例について

- 長期優良住宅には、一般の住宅に比べて様々な税制上の特例措置がありますので、詳細について関係機関にご相談下さい。

## 認定長期優良住宅における記録の作成と保存について

認定を受けられた方は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存する必要があります。

(電子データ等による作成・保存も可)

### ■ 作成・保存する項目・図書

作成・保存する項目	記載されている図書の例
長期優良住宅建築等計画に記載した事項 ・ 住宅の位置 ・ 住宅の構造及び設備 ・ 住宅の規模 ・ 維持保全の方法及び期間 ・ 建築及び維持保全に係る資金計画	認定申請書の副本
認定通知書に記載された事項 ・ 認定を受けたこと ・ 認定年月日 ・ 認定を受けた者の氏名 ・ 認定番号	認定通知書
苫小牧市より報告を求められた場合 ・ 工事完了報告の年月日 ・ 報告した年月日 ・ 報告内容	工事完了報告書等
実施した維持保全（点検・補修等）の内容等 ・ 維持保全を行ったこと ・ 維持保全を行った年月日 ・ 維持保全の内容 ・ 維持保全を委託した場合の委託先	維持保全を委託した場合 契約書、実施報告書等

※ 変更等があった場合は、変更等に係る事項についての記録の作成・保存が必要となります。

### ■ お問い合わせ先

苫小牧市都市建設部建築指導課

電話 0144-32-6527